

健康福祉委員会 令和5年2月17・20日
福祉部 資料106番
所管 障害福祉課

心身障害者（児）移送サービス事業の制度改正について

1 事業の目的

歩行困難な心身障害者（児）の外出時における移動を支援するため、移送サービス利用券を提供することにより、心身障害者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大を図り、福祉の増進を図る。

2 改正理由

原油価格、物価高騰の影響を受けて令和4年11月にタクシー料金が改定されたことから、社会活動が活発な65歳未満の現役世代の対象者について、1か月あたり400円支給額を増額し、通勤、通学、その他日常生活上の負担軽減を図る。

3 改正内容

対象区分	改正前 月額	改正後 月額
65歳未満	3,600円	4,000円
65歳以上		3,600円
生活保護受給者		2,400円

*生活保護受給者は、通院移送費等が支給される

4 事業対象

対象障害 身体障害 下肢、体幹、移動 1～3級

身体障害 視覚、内部 1・2級

愛の手帳 1・2度

対象者数 10,286人（令和3年度）

5 改正年月日

令和5年4月1日（予定）